

- ①「第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合」において、  
 ②「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」について

① 3章3節	② 特に必要
<p>要配慮個人情報、その他、所掌事務を遂行するにあたり、通常の個人情報よりも慎重な取扱いが必要となる個人情報等（の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる場合）</p> <p>本人外収集、目的外利用・提供、安全管理措置、電磁的方法による提供、その他、所掌事務を遂行するにあたり、通常の取扱いよりも権利利益侵害防止のため配慮が必要となる態様の取扱い等（が適正に行われるよう必要な措置を講ずる場合）</p>	<p>【制度・運用ルール関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ある事務を開始するにあたり、当該事務の特性等に応じた、</li> <li>○ 利用目的明示の具体的方法、より適当な取得方法、正確性確保のための方策、安全管理措置の具体的手法、個人情報の提供を受ける者に対して要求すべき措置の具体的内容等（これらを踏まえた事務のスキーム、実施要領・協定書・覚書・手順書の内容等）について、</li> <li>○ 専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合 （例えば要配慮個人情報、本人外収集、電磁的方法等）</li> </ul> <p>【個別の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ある個人情報の取扱いが、法律上許容される場合において、県としてそれを行うかどうか（あるいはどのような条件等で行うか）等について、</li> <li>○ 専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合 （例えば目的外利用提供等）</li> </ul>
<p>12条</p> <p>苦情処理（が適正に行われるよう必要な措置を講ずる場合）</p>	<p>【制度・運用ルール関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県の保有する個人情報の取扱いに係る苦情処理についての、</li> <li>○ 実効的な方策、安全管理措置の具体的手法、再発防止に向けた方策等（これらを踏まえた事務のスキーム、実施要領・手順書の内容等）について、</li> <li>○ 専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合</li> </ul> <p>【個別の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県の保有する個人情報の取扱いに係る個別の苦情の対応において、</li> <li>○ 専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合</li> </ul>
<p>制度改善</p>	<p>【制度関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則等（例えば、施行条例（独自の保護措置等含む）、規則、要綱、要領、その他手順書等、</li> <li>○ 専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合</li> </ul>
<p>13条</p> <p>事業者住民支援（が適正に行われるよう必要な措置を講ずる場合）</p>	<p>現時点では特になし</p>
<p>14条</p> <p>苦情処理のあっせん（が適正に行われるよう必要な措置を講ずる場合）</p>	<p>現時点では特になし</p>
<p>-</p> <p>その他</p>	<p>現時点では特になし</p>